

## 「変更届出」と「書換申請」の違いについて

資格者証の氏名、住所、所属建設業者名に変更があった場合は、変更を届け出て資格者証の裏面への記載（変更シールの貼付）を受けることが必要ですが、記載事項の変更と交付日から5年間有効な新たな資格者証の交付が同時にできる「書換申請」が新設されたため、記載事項に変更があった場合は「変更届出」と「書換申請」のいずれかを選択できるようになりました。

主な手続きの違いについて下表に纏めましたのでご検討ください。

記載事項に変更があった場合の手続き		変更届出	書換申請（新設）
提出書類		変更届出書 変更に係る確認書類	交付申請書 交付に係る確認書類
手続内容		既存の資格者証裏面に変更内容の記載又は変更内容を記した変更シールの貼付	資格者証の交付 ・変更箇所を含む申請内容での交付 ・交付日から5年間有効
交付等手数料		不要 (変更シールの場合は郵便料460円が必要)	7,600円
既存の資格者証		継続利用	交付後に返納
手続方法	電子申請	○	○
	郵送	○	○
	支部窓口	○	○
様式のダウンロード		○	○